

## 住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業等関係行政事務処理に関する協議について

奈良市域については、法第 68 条第 2 項に基づき奈良市長から奈良県知事に協議が行われる予定であり、以下の条件の下、奈良市及び奈良市長は、奈良市の区域内において、奈良県及び奈良県知事に代わって住宅宿泊事業等関係行政事務を処理することとなる予定。

- 法附則第 4 条で法施行後の見直しが検討されていることを踏まえ、各々の条例の施行の状況について情報交換をすることを含め、密接に連携すること。
- 各々の条例に定める住宅宿泊事業者の公表に当たっては、県域内における住宅宿泊事業者の情報が県民に一覧性をもって示されるよう、双方が協力すること。

(参考)

### 【住宅宿泊事業法】

(保健所設置市等及びその長による住宅宿泊事業等関係行政事務の処理)

第六十八条 保健所設置市等及びその長は、当該保健所設置市等の区域内において、都道府県及び都道府県知事に代わって住宅宿泊事業等関係行政事務（第二章（第三条第七項を除く。）及び第三章の規定に基づく事務であつて都道府県又は都道府県知事が処理することとされているものをいう。以下同じ。）を処理することができる。

2 保健所設置市等及びその長が前項の規定により住宅宿泊事業等関係行政事務を処理しようとするときは、当該保健所設置市等の長は、あらかじめ、これを処理することについて、都道府県知事と協議しなければならない。